

## 編集・投稿規程

(目的)

第1条 本学部における教職員の研究・教育の成果を公表するため、「札幌大谷大学社会学部論集」(Journal of Sapporo Otani University Faculty of Sociology)を発行する。

(編集委員会)

第2条 編集委員会を設け、本誌の編集に当たる。

2 編集委員は学部専任教員の中から学部長が指名する。

(発行時期、発行形態)

第3条 本誌は、原則として年1回定期発行する。

(投稿資格)

第4条 投稿者は本学部専任教職員に限る。ただし、編集委員会は、合議により本学部専任教職員と本学非常勤講師あるいは学外者との共同研究論文の投稿を認めることができる。また、合議により学外者に執筆依頼原稿を求めることもできる。

(掲載原稿の種類)

第5条 原稿の種類は次の通りとし、他に未発表のものに限る。ただし、口頭発表はこの限りではない。

- 1) 総説
- 2) 論文
- 3) 研究ノート
- 4) 翻訳
- 5) その他、学術的な内容で、編集委員会が掲載を適当と認めたもの

(原稿の受理)

第6条 投稿者は、所定の期日までに原稿を編集委員会に提出する。

2 原稿は所定の執筆要領に則り、内容・体裁が整っていなければならない。

(原稿の掲載)

第7条 原稿の掲載の可否は、編集委員会の合議による。なお、必要に応じて編集委員以外の意見を聴取することができる。

2 編集委員会は、原稿掲載に際して若干の体裁上の添削を加えることがある。ただし、内容に関する重要な変更を加える場合は、執筆者と協議する。

(原稿執筆要領)

第8条 原稿の作成は、編集委員会が定める「執筆要領」に従うものとする。

(校正)

第9条 校正は執筆者において行うものとし、原則として誤植の校正に限る。

2 校正は、原則として3校までとする。

(著作権)

第10条 本誌に掲載された論文等の著作権は、社会学部論集編集委員会に帰属するものとする。

2 当該の論文等について、執筆者本人が教育学的目的で使用する場合(自著への転載や電子化及びその公開、等)は、事前に編集委員会に文書等で照会を行うこととする。

(改定)

第11条 この規程の改定は、学部教授会の議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

### 原稿執筆要領

#### 1. 原稿の書式

- 1) 投稿原稿は原則として日本語または英語で執筆するものとする。
- 2) 原稿は必ずワープロ等で作成し、原則として横書きとする。
- 3) 原稿とともにワープロ等のファイルを所定の期日までに提出する。
- 4) 原稿には、題名、氏名、英文要約(和文要約)、本文、注、文献リストを記載する。
- 5) 分量は、原則として本文、図・表、注、文献リストなどを含めて和文では20,000字以内、欧文では5,000words以内とする。ただし、共同研究についてはそれぞれ30,000字以内、7,000words以内とする。
- 6) 題名、氏名が和文の場合はそれらの英文をつける。また、それらが英語の場合は和文をつける。
- 7) 原稿が和文の場合には、200words以内の英文要約を添付するものとする。また、英文の場合は800字以内の和文要約を添付する。研究ノートにはこれをつける必要はない。

#### 2. 注記・文献

- 1) 注記を必要とする場合は、本文中の該当の箇所に注記番号を添え書きする。これらは本文の末尾にまとめ、番号順に記述する。
- 2) 引用文献・参考文献は、本文中の該当の箇所に文献番号を添え書きする

か、または、文献が明確に指示できるように記述する。引用文献では文献中の引用ページを明記する。

- 3) 文献リストは、番号順または著者名のアルファベット順に並べ、注の後に一括して記載する。単行本の場合は、著者名・発行年（西暦）・書名・発行所の順に記載する。雑誌等掲載論文の場合は、著者名・発行年・論文題名・掲載誌名・巻号・ページの順に記載する。

### 3. 写真・図・表

- 1) 写真・図・表は必要最低限にとどめる。これらには、図 1、図 2…（表 1、表 2…）のように通し番号をつけ、原稿の該当箇所に挿入する。また、図・写真には下部に見出し・説明文などをつけ、表には上部に見出しなどをつける。

- 2) 写真、図版等の著作権や使用許可に関しては執筆者が責任を負う。

### 4. その他

- 1) 紙面が大幅に超過する
- 2) 特に縦書きを希望する
- 3) 日本語・英語以外の外国語文字で記載する
- 4) 写真（白黒またはカラー）
- 5) その他の特殊印刷を含む

などの場合は、予め社会学部論集編集委員会へ申し出る。

### 附則

この執筆要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。